

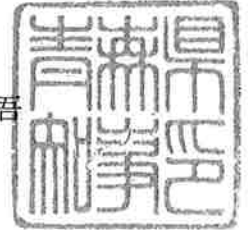
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年9月29日

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2
株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日	平成18年9月29日	許可番号	18-8の2-6
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 木くずの破碎施設(移動式) 産業廃棄物の種類 木くず		
設置場所	青森県内一円(ただし、騒音規制法に基づく第1種区域を除いた地域で、敷地境界から20m以上離れた場所に限る。) (駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)		
処理能力	152t/日(8時間稼働) 19t/時間		
許可の条件	施設の稼働時間は、午前8時から午後5時までのうち8時間に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(許可証の書き換え状況)